

令和3年度 鯖江市育児休業代替任期付職員（保育士・幼稚園教諭） 採用候補者選考受験案内

鯖江市総務部総務課（人材育成グループ）
〒916-8666 鯖江市西山町13番1号
TEL (0778)53-2201

【注意】

令和3年度鯖江市育児休業代替任期付職員採用候補者選考に申込みをした方は、第3期試験を受験できません。

受付期間 令和3年9月27日(月)～10月15日(金) 午後5時まで

第1次試験日 令和3年10月31日(日) 午前9時から
※31日が衆議院議員総選挙の選挙期日（投開票日）の場合、
11月7日(日)に実施します。

採用予定日 令和4年4月1日

1 選考区分、募集人員および職務内容

選考区分	募集人員	職務内容
保育士・幼稚園教諭	5人程度	出先機関等に勤務し、専門的技術の業務等に従事

【注意事項】

鯖江市育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員です。職員の育児休業の取得状況によって、合格しても採用されない場合があります。

- 採用候補者選考合格者は、「採用候補者名簿」に登載されます。
- 名簿登載期間は、最終合格発表から3年間です（その間、職員の育児休業が発生した場合に、採用についての連絡をします。）。
- 任期は1年以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて設定されます。
- 育児休業代替任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、休暇、サービス、災害補償等）については、原則として一般職の職員と同様の扱いとなります。
- ※育児休業および育児短時間勤務を利用することはできません。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の状況等により、急遽、試験日程の延期や試験方法等を変更する場合がありますので、必ず随時鯖江市ホームページトップの「新着情報」および「職員採用情報」をご確認ください。

2 受験資格

選考区分	受験資格・要件	
	資格・免許	生年月日 (下の期間に生まれた者)
保育士・幼稚園教諭	保育士資格および幼稚園教諭免許の取得者で、令和3年4月1日時点で保育士、保育教諭または幼稚園教諭としての実務経験を3年以上有する者	昭和51年4月2日 ～平成2年4月1日

※実務経験は、勤務時間が週30時間以上であった期間を対象とします。

※勤務先が複数ある場合、それぞれの勤務先での勤務期間を合算することができます。

エントリーシートの「これまでの職務経験」には、受験資格に係る全ての勤務先での職務経験を記入してください。

※連続した1月以上の無給の休暇（産前・産後休暇を除く）や育児・介護休業期間は実務経験に含むことはできません。

職務経験から無給の休暇や育児・介護休業期間を除いた期間を実務経験とします。

「無給の休暇や育児・介護休業期間を除いた期間」については、エントリーシートの「休業・休職等期間」の欄に記載してください。

職務経験の確認のため、採用前に前歴報告書を提出していただきます。職務経験の証明ができなかった場合は、合格を取り消します。

- (1) 性別、学歴は問いません。
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」に定められている永住者
 - ウ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」に定められている特別永住者
- (3) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考の日時および場所

日程	試験会場
令和3年10月31日(日) 午前9時から	鯖江市西山町13-1 鯖江市役所

※31日が衆議院議員総選挙の選挙期日（投開票日）の場合、11月7日（日）に実施します。

4 選考の方法

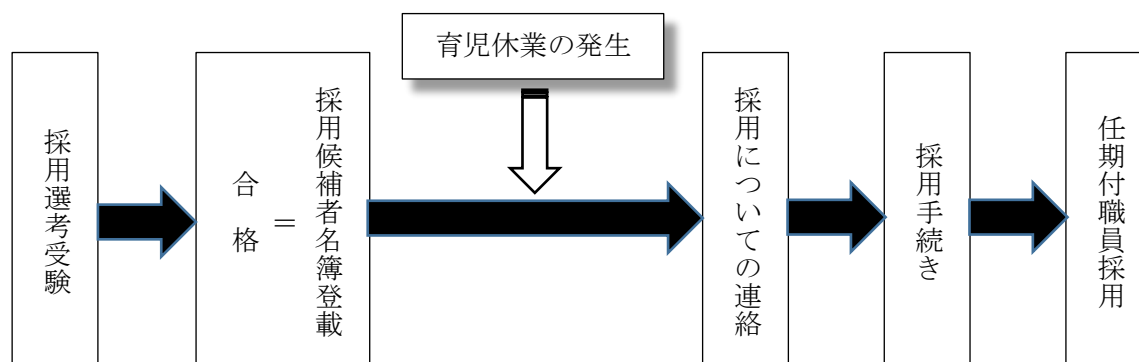
選考種目	内容
書類選考 エントリーシート	令和3年9月27日(月)～10月15日(金)午後5時まで ※エントリーシートは、ホームページからダウンロードのうえ、 この期間にメールにて提出してください。
作文	課題に対する論理的思考力・表現力等をみるための記述式による筆記試験
実技	言葉、表現方法等
個人面接	人柄、性格、専門的知識、職務遂行能力等をみるための個人面接
その他	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について審査します。

5 合格者の発表

発表時期	発表方法
令和3年11月下旬	鯖江市ホームページに掲示。全員に結果を郵便で通知。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 受験資格がないこと、または申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用候補者名簿に登載されると、令和4年4月1日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、名簿登載期間の3年間で順次採用されます（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、登載されても必ず採用されるとは限りません。）。
- (4) 採用にあたっては、事前に勤務条件や勤務地、職務経験を確認するための連絡をします。
- (5) 採用が決まった人については、健康診断の受診や各種書類の提出などの手続を別途依頼します。



7 採用された場合の給与等（令和3年4月1日現在）

初任給（例）

区分	短大または大学卒業後の保育士等としての職務経験		
	職務経験3年	職務経験5年	職務経験10年
大学卒	201,200円	211,300円	223,800円
短大卒	185,500円	198,400円	213,900円

※扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

8 受験申込および受付期間

電子申請による手続

インターネットを利用して鯖江市育児休業代替任期付職員採用候補者選考の申込を行ってください。

事項	説明
アクセス方法	鯖江市ホームページから電子申請システムへアクセスしてください。
手続方法	①電子申請システムにより、職員採用申込書を作成し、申請を行う。 ②電子申請システムにアクセスし、審査結果を確認する。 ③受験票をダウンロードし、プリントアウトする。 ④第1次試験合格者は、第2次試験当日、受験票に写真を貼付して試験会場へ持参する。
受付期間	令和3年9月27日(月)～10月15日(金)

9 受験手続上の注意

令和3年10月15日（金）午後5時までに申込手続を完了したものに限りです。

10 その他

受付手続その他の問い合わせは、鯖江市総務部総務課人材育成グループでお答えします。

電話 (0778) 53-2201 (直通)

(0778) 51-2200 (内線 319)